

令和元年度 石狩市教育委員会会議（8月定例会）会議録

令和元年8月27日（火）
第2委員会室

開会 13時30分

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 鎌田英暢	○		
委員 門馬富士子	○		教育長職務代理
委員 松尾拓也	○		
委員 山本由美子	○		
委員 穴水正	○		

○会議出席者

役職名	氏名
生涯学習部長	佐々木 隆 哉
生涯学習部次長（教育指導担当）	佐 藤 辰 彦
生涯学習部次長（社会教育担当）	東 信 也
総務企画課長	安 崎 克 仁
学校教育課長	佐々木 宏 嘉
教育支援センター長	開 発 克 久
社会教育課長（兼公民館長）	伊 藤 英 司
文化財課長	工 藤 義 衛
厚田生涯学習課長	相 原 真 一
浜益生涯学習課長	成 田 和 幸
学校給食センター長	近 藤 和 磨
生涯学習部参事（指導担当）	山 田 潮
総務企画課主幹	松 永 実
総務企画課総務企画担当主査	扇 武 男
同上	古 屋 昇 一

議事日程

日程第1 署名委員の指名

日程第2 議案審議

- 議案第1号 令和2年度から使用する小学校用教科用図書の採択について
- 議案第2号 令和2年度に使用する中学校用教科用図書の採択について
- 議案第3号 令和2年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

日程第3 教育長報告

日程第4 協議事項

- ① 教育委員会の点検・評価（平成30年度分）について（継続協議）

日程第5 報告事項

- ① 令和元年度石狩市教職員研修「サマーセミナー」の実施結果について

日程第6 その他

日程第7 次回定例会の開催について

開会宣言

（鎌田教育長）ただ今から、令和元年度教育委員会会議8月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

（鎌田教育長）日程第1 会議録署名委員の指名ですが、松尾委員にお願いします。

日程第2 議案審議

(鎌田教育長) 日程第2 議案審議を議題とします。

議案第1号を審議する件について

(鎌田教育長) 議案第1号「令和2年度から使用する小学校用教科用図書の採択について」、事務局より提案願います。

(佐々木生涯学習部長) 議案第1号 令和2年度から使用する小学校用教科用図書の採択についてです。本件は、小学校の新学習指導要領がスタートする令和2年度から、市内小学校で4年間使用する教科書につきまして、過日、第一地区教科用図書採択教育員会協議会において、協議、選定された決定に基づいて、議案一覧表に記載の通り、採択することを求めるものでございます。詳細につきまして、佐々木学校教育課長から説明をいたします。

(佐々木学校教育課長) 私から議案第1号、令和2年度に使用する、小学校用教科用図書の採択についてご説明いたします。議案の1頁をご覧ください。ただ今、佐々木部長からご説明がありましたように、現在、市内小学校で使用している小学校用教科用図書については、平成26年度に、第一地区教科用図書採択教育委員会協議会で選定した図書を、毎年度、教育委員会会議において採択をして、通常4年の使用になるところを学習指導要領改訂に伴い、平成27年度から令和元年度までの5年間、そして、平成29年度に採択した特別の教科「道徳」については、平成30年度から令和元年度までの2年間、同一の教科用図書を使用しているところです。通常、教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、いわゆる無償措置法の第14条及び同法施行令第15条の規定により、採択した教科用図書の発行が行われなないなど、特別な場合を除き、4年間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとされています。採択にあたっては無償措置法の規定により、都道府県教育委員会が市町村の区域、または、これらの区域を合わせた地域を採択地区として設定し、その地区内の市町村教育委員会が協議して、教科ごとに同一の教科書を採択することとなっています。札幌を除く、石狩管内7市町村による共同採択の協議の場としては、第一地区教科用図書採択教育委員会協議会が設置されており、そこで5月15日、6月12日、8月7日に協議会が開催され、8月5日の委員研修会を含め、計4回、検討協議がなされたところです。協議会では、学習指導要領の方針や内容との関係を基本としながら、主体的、対話的で深い学びの実現、それぞれの教

科用図書で取り扱われている内容や構成、排列、分量等が適正であるかなどについて、学校関係者や学識経験者及び保護者から組織された委員からなる調査研究委員会を設置し、13科目、60者、305冊の教科用図書について研究され、その内容が、8月の採択教育委員会協議会等において報告されたところです。これらの、調査・研究・報告や各市町村で開催した教科書展示会での市民意見も参考にしながら協議を行い、今回議案にお示ししている教科用図書が選定されました。それでは、教科ごとに出版社と選定理由等についてご説明いたします。

はじめに国語について、4者の中から、光村図書出版が選定されました。選定理由としては、言語活動を通して、国語で正確に理解し、適切に表現する資質、能力の基礎を育成することができるように工夫されていること。また、全国学力学習状況調査の結果を踏まえ、今必要とされている学習内容に、しっかり対応できる内容となっていること。さらには、主体的・対話的で深い学びにつながる工夫として、手引きで、見開き2頁で児童にもわかりやすく構成されており、下段にヒントがたくさんあり、多様な観点から学びを深めることができるようになっていることなどです。

次に、書写について、5者の中から光村図書出版が選定されました。選定理由としては、点、画の書き方や文字の形に注意しながら、筆順に従って丁寧に書くこと、文字の組み立て方を理解し形を整えて書くこと、毛筆を使用して穂先の動きと点、画のつながりを意識して書くこと、などができるように工夫されていること。また、文字の配列や筆記具の選択などの課題を設定し、見通しを持たせるとともに、新聞記事を書く活動では、紙面を読みやすくする工夫を話し合いで決めるなど考えを広めたり、深めたりする活動が設定されていること。さらには、「今日のポイント」が工夫して挙げられており、児童がポイントを意識しながら書きやすいものとなっていることなどです。

次に、社会について、3者の中から教育出版が選定されました。選定理由としては、課題を追求したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる、平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質、能力の基礎を育成することができるように工夫されていること。また、第5学年では北方領土、竹島、尖閣諸島の問題の経緯と現状について記載しており、アイヌの人達の歴史や文化に関わる内容についても系統的、発展的に学習できるように工夫されていること。さらには、主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習への対応について、学習のまとめにおいて話し合いを重視しており、ノートを活用してまとめる工夫がされていること、伊達市の防災マップや根室の漁業者の声など、北海道の事例を多く取り扱い、児童が身近なこととして、主体的に学習に取り組むことができるように工夫されていることなどです。

次に、地図について、2者の中から帝国書院が選定されました。選定理由とし

ては、地域や我が国の国土の地理的環境を通して、社会生活について理解するとともに、情報を適切に調べ、まとめる技能を身につけるように工夫されていること。また、初めて地図を持つ児童が、スムーズに活用できるように地図の約束、地図の使い方、ユニバーサルデザインを全編にわたって取り入れ、文字の書体や大きさ、色覚特性に配慮した色づかいなど、使用上の配慮がされていること。さらには、北海道の地図に関して全体、地方図、北海道地方南部の地図、根釧台地と根室半島の地図、札幌中心部の地図を取り扱っており、石狩管内の各市町村、並びに、石狩市厚田区、浜益区についても表記するなど、各地域の取り上げ方が丁寧であり、地図として資料性、客観性が保たれるよう配慮されていることなどです。

次に、算数について、6者の中から東京書籍が選定されました。選定理由としては、発達の段階や実態に応じた数学的活動を一層充実させ基礎的、基本的な知識や技能を確実に身につけ、数学的な考え方を養い、学ぶ意欲を高めるように工夫されていること。また、中学校への接続について補充、発展問題が充実しており、どの児童も意欲的に、学習に取り組むことができるつくりになっていること、全国学力学習状況調査の結果から、北海道の児童が重点的に取り組む必要があるデータの処理についても、十分な分量の掲載があること。さらには、第5学年まで分冊となっていて、児童の負担が少なく、第1学年の最初の2単元はノートのように書き込めるつくりになっており、段階的にノート指導に移行できるよう工夫がされていることです。

次に、理科について、6者の中から教育出版が選定されました。選定理由としては、観察、実験等に関する基本的な技能を身につけさせるとともに、自然を愛する心情や主体的に問題解決する態度を養うことができるように工夫されていること。また、単元ごとに主人公が設定され、主人公が問題を見だし、解決していく姿が表現されており、主体的・対話的で深い学びに関わって既習の事項と結びつけながら、身の回りの事柄に当てはめ、深い学びに結びつく工夫がされていること。さらには、石狩管内に関する素材が豊富であることや観察、実験のノートの取り方の具体例が紹介され、観察・実験の整理について児童が取り組みやすくなっており、安全面に関してもすぐに確認することができる配慮がなされていることなどです。

次に、生活について、8者の中から教育出版が選定されました。選定理由としては、身近な地域を中心に多様な人々、社会、自然と関わる具体的な活動や体験を通して、自立への基礎を養うように工夫されていること。また、主体的、対話的で深い学びの実現に資する学習への対応について学習課題を設定し、見通しを持たせるとともに、考えを広げたり深めたりする活動が取り上げられ、学習意欲を引き出すよう工夫されていること。さらには、入学して間もない児童のため、

大きな写真でスタートカリキュラムを構成していること。通学路の安全や学校での危険回避方法、社会科や理科につながる学習活動を設定し、第3学年以降への接続に配慮していることなどです。

次に、音楽について、2者の中から、教育出版が選定されました。選定理由としては、表したい音楽を表現するために必要な技能を身につけ、音楽表現の工夫や音楽の味わい方など、音楽を愛好する心情と感性を育むことができるように工夫されていること。また、国歌に対して発達の段階に応じて歌詞の意味を説明したり、写真を掲載したりすることにより、イメージを膨らませることができるようになってきていること。さらには、情景の写真が多く掲載されており、児童がいろいろな思いを抱きながら、歌うことができるように工夫されていることなどです。

次に、図画工作について、2者の中から日本文教出版が選定されました。選定理由としては、創造的に作ったり、表したりすることができるようにするとともに、作品などに対する自分の見方や感じ方を含め、完成を育み、豊かな情操や感性を養うことができるように工夫されていること。また、試したくなるテーマ、発想を広げる多様な図版を掲載したりするなど、児童の意欲を高める工夫がされていることや、道具の扱いについても丁寧に説明されており、安全面でも配慮がされていることなどです。

次に、家庭について、2者の中から東京書籍が選定されました。選定理由としては、生活の営みに係る見方、考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的、体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質能力を育成するように工夫されていること。また、札幌の月別気温と湿度、石狩鍋など生活に活かす具体例を示すことで、家庭との連携を図ることができるよう工夫されていること。さらには、調理実習のときに初めて実習道具に触れる不安感を解消し、安全に実習をするため、実物大の作業場面の写真を豊富に掲載するなど基礎技能の習得と安全指導を徹底するなど、使用上の配慮がなされていることなどです。

次に、保健について、5者の中から東京書籍が選定されました。選定理由としては、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質能力を育成することや、健康の保持、増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てることができるよう工夫されていること。また、喫煙、飲酒、薬物に関する知識やスマートフォンやパソコンなどによる健康への弊害についても掲載されており、今日的課題について学習できるよう工夫されていることなどです。

次に、外国語について、7者の中から教育出版が選定されました。選定理由としては、外国語によるコミュニケーションにおける見方、考え方を働かせ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる力を養うことができるように工夫されていること。また、今ま

での、小学校外国語活動に使用してきた教材を意識した構成になっており、教材としてのスタートにスムーズに移行できるように工夫されていること。さらには、単元始めの目標と単元末の振り返りを設定し、見通し、実践、振り返りの内容を工夫して編集されていることなどです。

最後に、特別の教科「道徳」について、8者の中から、光村図書出版が選定されました。選定理由としては、物事を多面的、多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を養うことができるよう工夫されていること。また、いじめの問題をしっかりと扱い、その展開についても工夫されていること。キャラクター等を使って、授業の狙いが児童に伝わるような問いかけなど、学習の狙いを明確にする工夫がされていること。さらには、1時間ごとに記録する学びの記録や巻末にまとめを配置することで、振り返りが丁寧に扱われていることなどです。

なお、今回新たに採択されたもののうち、国語、書写、算数、生活の4科目については、ただいまご説明した採択理由により出版社が前回から変更になっています。私からは以上です。

(鎌田教育長) ただ今、事務局から提案説明がありました。議案第1号につきまして、ご質問があれば受けたいと思います。

(松尾委員) ただ今、選定状況や理由について、詳しくご説明がありました。今の口頭での説明の部分を、ある程度資料に落としこむことは難しいのでしょうか。教科書採択は結果も勿論大事なのですが、どういうプロセスで、どういう思いで選んだかということの説明していくことも大切だと思います。そういった意味では、今のお話も当然会議録に載ってくると思うので、見やすく会議資料にまとめておくとよいと思うのですが、いかがでしょうか。

(佐々木学校教育課長) 委員のお話の通りだと思います。この採択理由書に関しましては9月2日以降、教育委員会の窓口で、この内容、選定理由や第一地区教科用図書採択教育委員会協議会の規約や委員の名簿など必要書類を情報公開という形で皆さんにお見せできる形になっております。

(松尾委員) わかりました。

(鎌田教育長) よろしいですか。資料でお渡しするということを申されたのではありませんか。

(松尾委員) 多くの方が、アクセスしたいなと思ったときに、アクセスできる状態になっていることが重要だと思っていました。私が最初お話ししたイメージは「会議資料にそういったものが綴じられている」ということだったのですが、それが可能であれば、資料を追いながらの方が我々もわかりやすいのかなとは思いました。

(鎌田教育長) 9月2日の公表まではこの場だけの話になりますから、そういう扱いにすれば特に問題はないと思います。

(松尾委員) そもそもこれは非公開案件ですか。

(鎌田教育長) 公開案件となります。

(佐々木学校教育課長) この件につきましては、まだ、採択前ということで、第一地区教科用図書採択教育委員会協議会で、この資料をどう扱うかという決め方になるかと思えます。公開案件の資料としてお示しできるものなのかどうか、管内他市の教育委員会によっては、非公開案件として資料を添付して行っているところもあると聞いております。それが資料として出せるかどうかは、採択協議会との兼ね合いもありますので、今後検討して参ります。

(鎌田教育長) 口頭ではわかりにくい部分もあると思うので、文字でという松尾委員のご意見なので少し検討してみてください。

(佐々木学校教育課長) わかりました。

(鎌田教育長) その他質疑等ございませんか。

質疑なし

(鎌田教育長) その他質疑等がございませんので、第1号議案につきましては、可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、第1号議案につきましては原案通り可決いたしました。

議案第2号を審議する件について

(鎌田教育長) 議案第2号「令和2年度に使用する中学校用教科用図書の採択について」、事務局より提案願います。

(佐々木生涯学習部長) 令和2年度の中学校用教科用図書採択についてです。市内の中学校で使用する教科用図書につきましては、平成28年度から4年間ですので、令和元年度で採択期間が終了いたします。中学校においては、令和3年度に新学習指導要領に移行するとのことで、教科書各社とも教科書の改訂を行っておりませんので、令和2年度につきましては、本年度と同じ教科書を使用するというので、採択の議決を求めるものであります。詳細は佐々木学校教育課長から説明をいたします。

(佐々木学校教育課長) 私から、議案第2号「令和2年度に使用する中学校用教科用図書の採択について」、ご説明いたします。議案の2頁です。現在市内中学校で使用している中学校用教科用図書については、ただ今、佐々木部長より説明があった通り、平成27年に第一地区教科用図書採択教育委員会協議会で選定された図書を毎年度教育委員会において採択され、平成28年度から令和元年度まで4年間、同一の教科用図書を使用しています。今年度においては、昨年度採択された、特別の教科「道徳」以外の教科用図書について、新たに採択を行いますが、学習指導要領の改訂により、小学校から1年遅れの令和3年度から中学校では、新学習指導要領に対応した教科用図書を使用するため、今年度採択された教科用図書に使用期間は4年間ではなく、令和2年度1年間のみとなっています。あわせて、中学校教科用図書については、新しく文部科学大臣の検定を受けた教科書がないことから、基本的には前回平成26年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなっています。これを受け、令和2年度に使用する教科用図書については、第一地区教科用図書採択教育委員会協議会において、調査・研究委員会を設置することなく、これまでの4年間の使用実績や新学習指導要領も見据えた検討が行われ、お示ししている一覧の通り、現在使用しているものと同様の教科用図書を選定したことから、本日、採択の審議をお願いするものです。なお、令和3年度から使用する特別の教科「道徳」の教科用図書を含む、全ての中学校用教科用図書の採択については、来年度、改めて第一地区教科用図書採択教育委員会協議会において、調査・研究委員会を設置し、種目ごとに専門的な調査・研究を行った後、当協議会において種目ごとに1種類ずつ選定していくことにな

ります。以上です。

(鎌田教育長) 事務局から議案第2号、令和2年度に使用する中学校用教科用図書採択について説明がありました。ご質問等があれば受けたいと思いますがいかがでしょうか。

(穴水委員) 小学校、中学校で結果的に採択された発行者が、まちまちというような状況になっていますが、そのこと自体は問題ないと思いますが、採択に当たって、小学校から中学校への継続という観点からの検討はされているのでしょうか。

(佐々木学校教育課長) 当然、小学校、中学校と学びを継続していくという部分で実際に進めていますので、教科書採択についても、継続という部分は検討されているものと考えています。

(鎌田教育長) 補足しますが、小学校用と中学校用は、基本的に別々に審議しています。ただ、例えば国語で、同じ題材を小中で取り上げたときに、小学校で思ったことが、中学校でどう思うかと成長の過程を考えたときには、教科書の中でも小中の連携は必要だろうという声は、協議会の中でも上がっていました。ただし、それが教科書選定の絶対条件とはなっておりません。これから小中連携のことを考えると、教科書の中でも小中の連携は必要だろうという認識で協議会はいます。今後、どういう傾向になるかはわかりませんが、一応そういう考え方で審議しています。

(穴水委員) 発行者が同じであるということは、その基盤となる考え方が共通しますので、そういう意味では義務教育学校や小中一貫校などの学校が多くなっていく中で、やはり教科書採択に関してもそれらを踏まえた上で行うことが必要になるのではないかなと思っています。

(鎌田教育長) 私どもの教育委員会で、そういう意見があったことを、協議会へも伝えていきたいと思っています。

(穴水委員) わかりました。

(鎌田教育長) その他質疑等ございませんか。

質疑なし。

(鎌田教育長) その他質疑等がございませんので、第2号議案につきましては、可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、第2号議案につきましては原案通り可決いたしました。

議案第3号を審議する件について

(鎌田教育長) 議案第3号「令和2年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」、事務局より提案願います。

(佐々木生涯学習部長) 議案第3号です。令和2年度に小中学校の特別支援学級で使用する、教科用図書及び検定済み教科用図書以外の一般図書について、議案第1号、第2号と同様に令和2年度分の採択の議決を求めるものです。なお、今回は一般図書10点が追加されていますが、これについては、第一地区教科用図書採択教育委員会協議会の協議の中で選定されていることを申し添えます。詳細は佐々木学校教育課長から説明をいたします。

(佐々木学校教育課長) 私から、議案第3号、令和2年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について、説明いたします。議案の3頁から5頁です。学校教育法附則第9条に規定する教科用図書とは、いわゆる特別支援学級において使用する教科用図書です。一般に教科用図書は、学校教育法第34条第1項の規定により、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、または、文部科学省が著作の名義を有する図書を使用しなければならないと規定されていますが、特別支援学級の児童生徒は、特別の教育課程の編成が認められており、当該学年の普通学級で使用する教科用図書が適切でない場合は、学校教育法附則第9条により、児童生徒の障害の種類や程度、能力や特性にふさわしい内容であることを考慮して、他の教科用図書を使用することができるとされています。学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の採択基準については、北海道教育委員会が示しており、1つ目は文部科学省検定済み教科用図書の下学年用及び同一内容の拡大教科書、2つ目は文部科学省著作教科書、3つ目は

一般図書、これは北海道教育委員会が作成した、令和2年度使用小中学部を置く特別支援学校及び小中学校特別支援学級教科用図書採択参考資料に掲載された教科用図書の中から採択することが望ましいとなっています。このうち、3つ目の一般図書については、令和2年度使用の採択参考資料に掲載された332点の図書について、別添資料をご覧いただきたいのですが、資料の4頁から11頁に記載していきまして、そのうち、新たに追加された10点の図書については、図書名の頭に黒い星印を付けたものとなっています。新たに追加になった10点の図書についても、令和元年8月7日に開催された第一地区教科用図書採択教育委員会協議会において、採択参考資料について協議を行った結果、教科用図書として使用することが承認されています。このように、今年度は、先ほど採択をいただいた小学校用、中学校用の教科用図書に加え、この3つの教科用図書について、令和2年度に小中学校の特別支援学級で使用する図書として、採択をお願いするものです。特別支援学級の教科用図書については、学校教育法施行規則により、学校の設置者が定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることとされていますので、児童生徒の特性や状況に応じて、適切なものを各学校が決定するものとしています。以上です。

(鎌田教育長) 事務局の方から議案第3号、令和2年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について説明がありました。ご質問等があれば受けたいと思いますがいかがでしょうか。

質疑なし

(鎌田教育長) その他質疑等がございませんので、第3号議案につきましては、可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、第3号議案につきましては原案通り可決いたしました。

日程第3 教育長報告

(鎌田教育長) 次に、日程第3 教育長報告を議題とします。8月定例会での報告につきましては、別紙でお配りしています。何かご質問等があれば受けたいと

と思いますが、いかがでしょうか。

質問なし

(鎌田教育長) それでは、他に質問等が無いようですので、教育長報告については了承ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、教育長報告は了承をいただきました。

日程第4 協議事項

(鎌田教育長) 次に、日程第4 協議事項を議題といたします。

協議事項① 教育委員会の点検・評価（平成30年度分）について（継続協議）

(鎌田教育長) 協議事項①「教育委員会の点検・評価（平成30年度分）について」、事務局から説明願います。

(安崎総務企画課長) 6月の定例会でお示した、教育委員会の点検評価の原案について委員の皆様からご意見をいただいたものについて、記載の見直し、補足説明の追加など修正作業が完了しました。本日の定例会で了承をいただければ、10月上旬開催予定の外部評価委員会に諮る原案として、確定させていきたいと思っております。外部評価委員会において、この報告書に対する意見をいただいた後に、再度公表する報告書として最終決定を予定しております。私からは以上です。

(鎌田教育長) ただ今、事務局から説明がありましたこの件について、ご質問等があれば受けたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(穴水委員) 見せていただいた中で、随分修正が入っていますが、平成29年度と同文の箇所が、まだ結構あります。同じということは、いわゆる組織マネジメントを動かしていない、回していないというように受け取られる可能性があると思っております。同じことをやっているのと同じ文章になりましたというのは、それはそれで構いませんが、実際問題、毎年繰り返し同じことをするということが、は

たしてよいのかという思いもあります。是非組織マネジメントをしっかりと動かしていただいて、プランを立てて、それを実行しチェックをして、それからまたチェックの結果に基づいて、アクションを起こすという動きをしていけば、同文にはならないと思いますので、その辺検討していただければと思います。

(鎌田教育長) 要望ということでもよろしいでしょうか。事務局の方から何かありますか。

(佐々木生涯学習部長) 今回、穴水委員から本当に同じ表現でいいのかというご指摘を多数いただいて、一つひとつ洗い出して行って、たしかにご指摘の通り変えていくべき部分もあったのですが、結果的に変える必要がないと判断した部分もございます。それが組織マネジメントの点でいかがかというご意見かと思われませんが、我々の意見としては、点検評価報告書をきれいに見せるために表現を変えることをするよりは、むしろ、原課で変える必要がないと判断していることをそのままお見せして、第三者、外部評価で、どのように見られるかといったことも点検評価の意義ではないかと考えています。そういうことも含めてご覧いただけたらと思います。

(鎌田教育長) 他にご質問等はございますか。

(松尾委員) 今のことに関連して、先月の会議でも同様のことを申し上げましたし、今回の意見を出したところでも、新プランについて言及していますが、今の点検評価のプロセス自体が、定型的に教育委員会で行っている業務についても結構なボリュームがあって、そこも触れているので、今のようなお話しは、結構出てくると思います。日常業務を積み上げていくというのは、大事なことだと思うので、そこはそこで大切にしつつ、こういったPDCAを回すサイクルの中でいうと、教育委員会が、どういったところを目指して行っていくのかという柱の中で、各課がそれぞれの取組目標みたいなものを年度ごとに立てて、それを検証していくというプロセスが、やはりもっと大切なのかなと思います。新プランの作り方の中で、もっとご検討いただければありがたいなと思います。これは意見です。

(鎌田教育長) よろしいですか。そういうことも含めてご検討お願いしたいと思います。その他でございせんか。

質問なし

(鎌田教育長) それでは他に質問等がないようですので、協議事項①については了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、協議事項①は了解いたしました。

日程第5 報告事項

(鎌田教育長) 次に、日程第5 報告事項を議題といたします。

報告事項① 令和元年度石狩市教職員研修「サマーセミナー」の実施結果について

(鎌田教育長) 報告事項①「令和元年度石狩市教職員研修「サマーセミナー」の実施結果について」、事務局から説明願います。

(佐藤教育指導担当次長) 令和元年度石狩市教職員研修、サマーセミナーの実施結果について報告いたします。お手元の資料をご覧ください。7月26日から8月2日までの5日間、計10講座を「りんくる」を主な会場として実施しました。受講人員は教職員406名に対して受講者が390名で、のべ人数は468名となっています。受講率につきましては、96.1%となっています。年々受講率は高くなっており、教職員のニーズに合った、研修内容を企画構成した結果であると考えています。2頁目には受講者によるアンケートの結果を記載しています。内容について三つ、日程について一つの合計三つの質問をし、4段階の尺度で実施しました。研修内容については「満足」及び「おおむね満足」と回答した割合が96%、「今後の教育人生に役立つ」と「おおむね役立つ」を合わせると90.9%、日程についても参加しやすいとおおむね参加しやすいを合わせると90.4%となっています。次に、改善意見、次年度からの講座希望についてアンケートからの抜粋意見を掲載しております。次年度におきましても、石狩市の学校教育基本方針を踏まえ、受講者のアンケート結果をもとに、石狩市の特色ある教育活動を理解し、その指導を一層充実させていくことができる内容、そして石狩市の子どもの一層の成長につながる内容にしたいと考え、「教育課程」、「いしかり学」、「今日的な教育課題」の三つの視点からサマーセミナーを企画構成していきたいと考

えています。開催時期、研修講座数につきましては、オリンピックの関係もありますので、他市町村等の状況も把握しながら、検討して参ります。以上で報告を終わります。

(鎌田教育長) ただ今、事務局より報告がありました。この件について質問等があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(門馬委員) 資料 13 頁の改善意見として三つ書かれていますが、その中の働き方改革の関連で、「サマーセミナーのあり方の検討が必要」とあります。アンケート結果を見ると非常に満足率の高い講座なのですが、こういう意見が出てきたということは、「講座も大切だけでももう少し休む」、「自由時間が欲しい」という意味なのでしょうか。

(佐藤教育指導担当次長) アンケート結果を見ればわかるように、先生方はやりたくないと思っているわけではありません。働き方改革もそうですが、「いったい何を削ればよいのか」と学校側も悩んでいるところでして、こういった夏季研修も考えていかなければならない、という建設的な意見だと受け止めております。

(門馬委員) 研修の日程は約 1 週間、5 日間ですけども、「例えばこれを 3 日くらいに収めてくれないか」ということではないですか。来年オリンピックの休みがあるなどして、なかなか日程を確保するのが、難しい年になるのかなと思います。

(佐藤教育指導担当次長) 教職員が参加するのは 1 回以上としており、5 日間全部参加をするということではありませんが、おそらく 3 日にした場合に他の研修、教研の研修や初任者の研修などがありますので、参加できなくても仕方ない、認めてほしいという状況は出てくる可能性はあります。

(門馬委員) 難しいですね。役に立つ研修は全部参加したいと思っている教職員は、たくさんいると思います。

(鎌田教育長) 今の世の中の動きと関連して、難しい面もありますが、教職員自身がスキルアップを考えた時に、必要なものは必要ということだと思います。来年は、オリンピックの時期と重なるので、この辺をどう調整するかということもありますので、好評をいただいているサマーセミナーについて、教育委員会とし

ては、続けていくことが第一と考えています。

(松尾委員) 好評だという部分に関連して、14 頁の一番下に「9 割以上の受講者が満足していることは他市ではない」とあるのですが、他市の状況は承知していないので、他市の状況と、石狩市のセミナーのどの部分が、好評とされているのか、押さえているものがあれば、お聞かせいただきたい。

(佐藤教育指導担当次長) 例えば、ある市では、一講座について全員出席としている講座があります。道徳やプログラミング教育などは、確かに今日的な課題なのですが、そうした場合、教職員自身のニーズとは違うということがあり得ます。その点、10 講座あるということは自分で選べることができる、そこに石狩市のサマーセミナーのよさはあると思います。

(松尾委員) 意見ですが、よりアウトプットを増やせる仕事術みたいなものもあってもいいのかなと感じました。意見として申し上げました。

(鎌田教育長) その他ございませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、報告事項①については了解ということよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項①を了解いたしました。

日程第 6 その他

(鎌田教育長) 次に、日程第 6 その他を議題といたします。教育委員の皆さんから何かございますか。

(穴水委員) 先ほど教科用図書採択ということを行いましたけれど、東京都教育委員会は、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書等はホームページで公表しています。石狩市だけ相当遅い時期に公表するという形となっております。

すが、この時期に決まった後にホームページで公表するというのは、何か問題が生じるのでしょうか。

(鎌田教育長) 先ほど申し上げたように、関連する全部の市町村教育委員会での採択が終わらないと公表できません。東京都とは採択の方法が違います。

(穴水委員) 例えば、現在使われている教科書は公表されたのが今年の7月ですよね。

(佐々木学校教育課長) それは、先月の教育委員会でお話ししたとおり、更新日の部分だけを見られ、公表されたのが今年の7月と思われたのではないかと推察されますが、現在使われている教科書については、毎年この時期の教育委員会会議が終了した後に、遅くならないようホームページにアップしています。

(鎌田教育長) ホームページへアップする時期は、管内の第一協議会と同時期にアップするとなっています。事前にアップすることはできません。

(穴水委員) わかりました。

(鎌田教育長) よろしいですか。その他ございますか。事務局からありますか。

(佐々木生涯学習部長) ありません。

(鎌田教育長) それでは以上で、日程第6 その他を終了いたします。

日程第7 次回会議の開催日程について

(鎌田教育長) 次に、日程第7 次回会議の開催日程でございます。次回につきましては、9月24日(火)13時30分からを予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

閉会宣告

(鎌田教育長) 以上をもって、8月定例会の案件は全て終了いたしました。これ

をもちまして、令和元年度教育委員会会議8月定例会を閉会します。

閉会 14時27分

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和元年9月24日

教育長 鎌田英暢

署名委員 松岡拓也

